○国土交通省告示第二百八十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一　（略） 別表第二	
航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関
（略）	（略）
対馬情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、鹿児島空港事務所）
（略）	（略）
別表第三　（略）	

適用時間
（略）
7時30分から20時30分まで
（略）

改正前	
別表第一　（略） 別表第二	
航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関
（略）	（略）
対馬情報圏	対馬空港出張所
（略）	（略）
別表第三　（略）	

適用時間
（略）
7時30分から20時30分まで
（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	
空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	（削る）

改正前	
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	
空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
百里空港事務所	7時30分から21時まで
（略）	（略）
徳島空港事務所	7時から21時30分まで
高松空港事務所	7時から22時まで
（略）	（略）
対馬空港出張所	7時30分から20時30分まで

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。